

延長
1,600m

市道「化粧原竹の内線」の全線開通



国道57号線へでののもスムーズ
～阿蘇市西部地域の利便性広がる～

平成10年から工事を進めていた市道「化粧原竹の内線」が3月15日完成、全線が開通しました。総延長1.6km、車道幅員6m、歩道(片側)3m、総工費2億7800万円。

これまでの道路は、国道57号と県道阿蘇一の宮線を結ぶ唯一の幹線道路であるにもかかわらず道幅が狭く、離合がしにくい状態でした。しかし、今回の市道完成で大型車でもスムーズに走れ、歩行者も安全に通行できるようになりました。

また、道路周辺が快適になったことは「地域の発展」にもつながります。さらに今後は、名所旧跡「小嵐山」や「中通古墳群」へのアクセス道路としての活用も図られます。



▲岳見橋東側交差点

必ず一旦停止
してください!

身体障害者等の軽自動車税減免の手続きについて

対象となる軽自動車	軽自動車の運転者	使用目的	減免申請に必要な書類等	減免の条件等
所有者が身体障害者の方の軽自動車	身体障害者本人	特に問わない	身障者手帳・戦傷病者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳、車検証、運転免許証、印鑑	<ul style="list-style-type: none"> 身障者手帳・戦傷病者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を持っている人 ※障害の程度により減免の対象とならない場合もあります。(身体障害者福祉法施行規則別表第5号に基づく) 車検証の「<u>自家用</u>」と記載されているもの(所有者は身障者) 減免台数は障害者1人につき1台(普通車・軽自動車の何れか1台に限る)
	身体障害者等と生計を一にする者 身体障害者等を常時介護する者	身体障害者等の通学・通院・通所・通勤・生業のために使用するもの。	上記のほか 通学証明書・通院証明書・通所証明書・通勤証明書・所得証明書等のいずれか 身体障害者等を常時介護する方は、併せて常時介護証明が必要です	
社会福祉法人の福祉施設専用軽自動車 (第1種社会福祉事業を営む施設であることが条件)	特に問わない	収容者の収容、移送や供与物品の輸送専用車	<ul style="list-style-type: none"> 車検証(写し) 自動車運行状況書(運行日誌の写し) 福祉施設の設立認可書(写し) 	<ul style="list-style-type: none"> 第1種社会福祉事業を営む施設(社会福祉法第2条)に該当する社会福祉法人が所有または使用する軽自動車(特別養護老人ホーム、重度心身障害児施設、身障者授産施設等) 福祉施設において収容者の収容、移送や供与物品の輸送専用車 ※これらの専用とは、年間の走行キロ数の60%を越える軽自動車 第2種-老人デイサービス事業、老人在宅介護事業等は該当しません。

減免申請期限：5月24日(火)
問合せ先：阿蘇市役所 税務課

申請場所：本庁税務課窓口・各支所税務窓口
Tel：22-3148

4月から

合併により、阿蘇市の介護保険料「基準額」は、3,550円(月額)になります

阿蘇市で必要な介護サービスの総費用

×

65歳以上の方の負担分18%

=

阿蘇市の保険料の基準額42,600円（年額）

阿蘇市に住む65歳以上の方の人数

阿蘇市の各段階別の保険料額(平成18年3月まで)			
対象者	保険料の段階	調整率	所得段階別の保険料(年額)
☆生活保護の受給者 ☆高齢福祉年金の受給者で、本人及び世帯全員が住民税非課税の人	第1段階	×0.5	21,300円
本人及び世帯全員が住民税非課税の人	第2段階	×0.75	32,000円
本人が住民税非課税（世帯内に住民税課税者がいる場合）の人	第3段階	×1	42,600円
本人が住民税課税で、前年の合計所得が200万円未満の人	第4段階	×1.25	53,300円
本人が住民税課税で、前年の合計所得が200万円以上の人	第5段階	×1.5	63,900円

※端数処理の関係で、保険料月額に月数をかけた金額と保険料年額は多少異なる場合があります。

- □座振替をご利用ください！
普通徴収で忙しい方・外出ができない方は、便利な□座振替がおすすめです。
※手続きは通帳と印鑑をもって金融機関でお申し込み下さい。

阿蘇市には、中学校区(4ヶ所)ごとに在宅介護支援センターが設置されています。

概ね65歳以上の方を対象に、ご自宅等に訪問して健康状態や日常生活の状況などのお話を伺います。
また、サービスが必要な方には各種サービスの申請代行も行っています。

- 【一の宮中校区】 阿蘇市一の宮在宅介護支援センター
TEL 0967-22-5151 阿蘇市一の宮町坂梨2365
- 【阿蘇中校区】 阿蘇みやま荘在宅介護支援センター
TEL 0967-34-1876 阿蘇市黒川1365
- 【阿蘇北中校区】 阿蘇市社会福祉協議会 あそ在宅介護支援センター
TEL 0967-32-5122 阿蘇市内牧976-2
- 【波野中校区】 阿蘇市社会福祉協議会波野在宅介護支援センター
TEL 0967-24-2855 阿蘇市波野大字波野2703

<お近くの在宅介護支援センターへお気軽にご相談下さい。>

● お知らせ ●
阿蘇市在宅介護支援センター

ご存知ですか？学生納付特例制度

学生の皆さん、国民年金は高齢や不慮の事故などによって、生活が損われることがないように、20歳以上の方が全員参加して保険料を出し合い、支えあう制度です。

学生の皆さんも20歳になったら必ず国民年金に加入して、保険料を納めることが義務となります。そこで、所得が少ない学生さんには、国民年金保険料を卒業後に納めることができる「学生納付特例制度」があります。

●**手続き方法は簡単！**●

市町村役場窓口で「学生納付特例」を受付けています。

- = 申請に必要なもの =
- 学生証（コピー可）
- 年金手帳
- 印鑑（認め印で可。本人の場合は不要）

●**申請は忘れずに！**●

年度が変わると、再度申請が必要となります。引き続き希望する人はお忘れなく。

●**申請し、承認を受けると**●

承認された期間の保険料の支払いが猶予となる他、次のようになります。

- ・万が一の事故や病気で障害が残ったときでも、障害年金が保障されます。
- ・老齢基礎年金の受給資格期間に含まれますが、年金額の計算には入りません。
- ・学生納付特例期間から10年以内であれば納めることができます(追納)。卒業したら忘れずに追納してください。

～年金の請求はお忘れなく～

年金は、年金を受けることのできる年齢に達したからといって自動的に支給されません。必ず「裁定請求」という手続きを自分でしなければなりません。

裁定請求の手続きは、加入期間のすべてが1号被保険者（国民年金）の方は市町村役場国民年金担当係で。厚生年金の期間・第3号被保険者期間のある方は、社会保険事務所で行ってください。



**年金に関することは、
毎月の「社会保険出張相談」をご利用下さい!**

= 相談日(会場) =

場 所	4月	5月	6月
農村環境改善センター	6日(水)	9日(月)	1日(水)
一の宮保健センター	15日(金)	20日(金)	17日(金)

= 相談時間 =

10：00～15：00

旧日本赤十字社救護看護婦及び旧陸海軍従軍看護婦の皆様へ 内閣総理大臣名の書状を贈呈します

先の大戦において、外地等(事変地の区域又は戦地の区域)に派遣され、戦時衛生勤務に服された旧日本赤十字社救護看護婦及び旧陸海軍従軍看護婦の方(慰労給付金受給者除く)に対して、その御苦勞に報いるため内閣総理大臣名の書状を贈呈しております。請求期限が2年間延長され、平成19年3月31日までとなりました。御本人又は御家族などからの御連絡をお待ちしております。

【請求用紙】 請求用紙は阿蘇市福祉課の窓口（Tel；22-3145）に用意しております。

【問い合わせ先】 〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2中央合同庁舎2号館8F
総務省大臣官房管理室 業務担当
Tel；03-5253-5182（直通）／ Fax；03-5253-5190

国民健康保険の手続きについて

次のような時には、14日以内に届出をお願いします。

●国民健康保険に入るとき●

- ・職場の健康保険や国民健康保険組合をやめたとき、及び扶養家族でなくなったとき
- ・市外から転入してきたとき
- ・生活保護を受けなくなったとき
- ・子どもが生まれたとき
- ※加入の届出が遅れると・・・
- ★国保に加入する資格ができた月の分までさかのぼって、保険税を納めることになります。

●国民健康保険をやめるとき●

- ・職場の健康保険や国民健康保険組合に加入したとき
- ・市外に転出するとき
- ・生活保護を受けたとき
- ・死亡したとき
- ※脱退の届出が遅れると・・・
- ★資格がなくなった後で国保の保険証で医療を受けてしまったときは、国保が負担した分の医療費を後で国保に返すことになります。
- ★保険税を二重に納めてしまうことがあります。

●その他●

- ・市内で転居したとき
- ・世帯主が変わったとき
- ・世帯を分けたり一緒にするとき
- ・氏名が変わったとき
- ・施設入所または、出張などで長期間住所を離れるとき
- ・保険証を紛失したり、汚したとき
- ・退職者医療制度の対象になったとき
- ・老人保健医療の対象になったとき

鍼灸費助成券のお知らせ

【制度内容】

阿蘇市指定のあんま・はり・きゅう施術所で、1回の施術につき自己負担分の1,000円を助成します。

※指定施術所についてはお問合せ下さい。

【対象者】

年齢15歳以上の阿蘇市国民健康保険加入者で保険税の未納がない方

【交付枚数】

1人につき年2回(20枚)の交付
※1回につき10枚

【申請について】

★場 所：阿蘇市役所保健課窓口・各支所の保健係窓口

★必要なもの：保険証・印鑑

※保険証の提示がない場合は交付できません。

4月から

重度心身障害者医療費助成制度の支給日等が変わります

受給者の皆様から申請いただく医療費を滞りなく確実に助成するため、平成17年4月から毎月の助成申請締切日、支給日が次のとおり変わります。

区 分 \ 月	3月まで	4月から
申請締切日	毎月15日	毎月10日
支 給 日	毎月25日	毎月末

※各期日が閉庁の場合、その日の直前の開庁日

問合せ先：阿蘇市役所福祉課 総合福祉係 Tel 22-3145 (内線 1120)

お気づきですか？児童虐待

【児童への虐待は、近年増加の傾向にあり主な児童虐待は4つに分類されます。】

1 身体的虐待

殴る、蹴る、投げとばす、首を絞める、溺れさせる、逆さ吊りにする、タバコの火を押しつけるなど、子どもに対する身体的な暴力です。後遺症を残したり、最悪の場合は死に至ることもあります。

2 ネグレスト(不適切な養育)

家に監禁する、登校させない、重大な病気になっても医者に連れて行かない、十分な食事を与えない、ひどく不潔なままにする、車の中に放置するなど、健康状態を損なう程の不適切な養育、あるいは危険についての重大な不注意を犯すことです。最悪の場合、栄養失調や脱水症状などで死に至る場合もあります。

3 性的虐待

子どもに性的ないたずらをしたり、性的関係を強要したりすることです。父親(実父)、義父が娘を対象にすることが多く、兄が妹に対して行うこともあります。

異性への極端な嫌悪感を植えつけるなど心身ともに大きな傷を残す行為です。

4 心理的虐待

「おまえなんか産まなければよかった」などひどい言葉でなじったり、極端に無視することによって子どもにも心理的な傷を負わせることです。強いおびえやつ状態、強い攻撃性などの異常な精神状態があらわれる場合もあります。

「児童虐待をしない！させない！許さない！」
『虐待を発見されたら通報してください』

☆相談援助機関☆ 通報者のプライバシーは、固く守ります

機関	住所	電話番号
熊本県中央児童相談所	熊本市長嶺南2丁目3-3	096-381-4411
阿蘇地域振興局福祉事務所	阿蘇市一の宮町宮地2402	0967-22-1111
阿蘇市福祉課(福祉事務所)	阿蘇市一の宮町宮地504-1	0967-22-3111

地域安全コーナー

＝福祉商法にご注意を！＝

最近、被災地での災害の復興支援、ボランティアを装ったの難民支援等、福祉目的の寄付を装って商品を売りつける詐欺的事犯が発生しています。

福祉やボランティア目的と言われれば、なかなか断りにくいのですが、怪しいと思ったらきっぱり断ることが大切です。

＝児童への声かけ事案発生！＝

全国的に子供が被害となる連れ去り事件等が後を絶たず、阿蘇警察署管内でも帰宅途中の児童に対する数件の声かけ事案が発生しています。

幸い何の被害も受けることなく無事帰宅していますが、このような事案は模倣性が強く、どこで発生してもおかしくない状況にあり、凶悪事件に発展する恐れがあります。

阿蘇警察署においても、警ら活動を強化し同種事案発生未然防止を図りますが、犯人検挙のため不審と思われる人物についての情報はためらわずに警察へ連絡して下さい。子供の安全を守り、痛ましい事件を未然に防止するためにも、子供への注意喚起とともに、登下校時間帯における地域住民等によるパトロールの実施等警戒を強化することが必要です。



問合せ先 阿蘇警察署

Tel 22・5110